

プロポーザル募集に関する公示

令和3年9月24日

下記のとおりプロポーザル(企画提案書)の提出を招請します。

独立行政法人 国際交流基金
契約担当職
理事 鈴木 雅之

記

1. 業務概要

- (1) 業務名: 国際交流基金翻訳出版助成事業に関する調査
- (2) 調達方式: 企画競争
- (3) 業務内容: 仕様書のとおり
- (4) 履行期限: 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (5) 契約金額: 上限金額(税抜き) 9,837,190円

本件業務に係る一切の経費を含む。右金額の範囲を超える提案は無効とする。
企画競争の結果、予算の範囲内において、点数が高い者から順次交渉を行い、
随意契約による契約手続きを行うものとする。

2. 参加資格

応募者は、次に掲げる各号の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第16条及び第18条の規定に該当しない者であること。

会計細則 <https://www.jpff.go.jp/j/about/admin/contract/pdf/regulation.pdf>

<会計細則 抜粋>

第16条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第23条に定める一般競争及び会計規程第24条に定める指名競争(以下「競争」という。)に参加させることができない。

第18条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 平成 31・32・33 年度または令和元・2・3 年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において A、B、C 級を有する者であること。
- ※ 全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと(当基金では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること。)
- ※ 統一資格審査申請・調達情報検索サイト
<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>
- (3) 独立行政法人国際交流基金から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) 本件業務の完了まで責任を持って従事できること。
- (5) ISMS(ISO27001)認証またはプライバシーマークの認証を取得しているか、これと同等レベルの管理体制を有することを証明できること。
- (6) 過去 5 年以内に、類似の調査事業(文化事業分野や、海外の機関に対する調査)を受託した実績があること。
- (7) 下記 4. に記載する説明会に参加した者であること。
- (8) その他、仕様書及び説明書に掲げる要件を満たせる者であること。

3. 企画競争説明書及び仕様書等の交付方法

下記 9.担当者宛に、Eメールにて令和3年 10 月 4 日(月)17:00 までに連絡すること。Eメールにて交付書類一式を送付する。

4. 説明会(参加必須)

以下のとおり、説明会を開催する。なお、企画提案書の提出にあたっては説明会への参加を必須とする。

- (1) 日時:令和 3 年 10 月 5 日(火) 14:00~15:00
- (2) 開催方法:WEB 会議システム(ZOOM)による説明会。
- (3) 参加方法:参加を希望する者は、令和 3 年 10 月 4 日(月)17:00 までに下記 9.担当者宛に、Eメールにて会社名、担当者名、電子メール、電話番号を記載の上、連絡すること。1 社からの参加人数は 2 名までとする。参加申し込みメールに返信する形で、WEB 会議に関する情報を基金より通知する。

5. 質問受付

企画競争説明書及び仕様書等に質問がある場合は、令和 3 年 10 月 7 日(水)12:00 まで下記 9.担当者宛に Eメールでのみ受け付ける。題名に「翻訳出版助成事業に関する調査企画競争に関する質問」と記載する。回答は、上記 4.の説明会に参加した者全員に対し、令和 3 年 10 月 11 日(月)までに Eメールによる一斉同時通報の形で行う。

6. 企画提案書提出方法

- (1) 提出期限:令和3年10月15日(金)17:00(必着)までに送付又は持参すること。新型コロナウイルス感染蔓延の状況を鑑み、可能な限り送付とすること。(送付時は書留・宅配便等追跡可能な手段により期限内に到着するよう送付し、到着を確認すること)
- (2) 提出先:下記9.に同じ

7. 企画提案書のプレゼンテーション(面接)

対象者については、企画提案内容の概要に関するオンラインでのプレゼンテーションを求める。日時、実施方法は次のとおり。なおプレゼンテーションは、本事業の担当者となる者が実施すること。

- (1) 日時: 令和3年10月20日(水) 10:00~16:00
(予備日)令和3年10月21日(木) 10:00~16:00
- (2) 時間:1参加者あたり、準備・プレゼンテーション約20分、質疑応答約10分、合計30分程度。ただし、参加者数の多寡により変更がありうる。
- (3) 実施方法:WEB会議システム(ZOOM)にて実施する。

8. 企画提案書の審査結果通知

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査結果は、令和3年10月22日(金)までに通知する。

9. 担当部署/連絡先

文化事業部企画調整チーム(担当:田村)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーゼ
TEL:03-5369-6060 FAX:03-5369-6038
E-mail: arts@jpf.go.jp

10. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 上記6.(1)の提出期限までに適正な全ての書類の提出が無かった事業者は、本件に選定される資格を失うものとする。
- (3) 企画提案書類等提出に伴う一切の費用は提出者が負担すること。また、提出のあった書類等は採否にかかわらず返却しない。
- (4) 契約保証金:免除

- (5) 契約書作成の要否:要
- (6) 提案の無効:本公告に示した競争参加資格のない者による提案書及び参加者に求められる義務を履行しなかったものの提出した提案書は無効とする。
- (7) 資格等に関する書類は返還しない。
- (8) 詳細は配布する説明書による。

以上

独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報(人数、現在の職名及び当基金における最終職名)
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入の記載があるもの)

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内(4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内)

以上